

総社市告示第107号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（届出等に関する事項） 第3条 法第19条第1項（<u>同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。</u>）及び法附則第3条第2項（<u>同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第8項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、施行規則第12条第1項（<u>同規則第14条第1項において準用する場合を含む。</u>）、第13条の2第3項及び第14条第3項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）施行規則第1条第1項の表中（い）の項に掲げる図書のうち、設計内容説明書</p>	<p>（届出等に関する事項） 第3条 法第19条第1項及び法附則第3条第2項の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第7項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、施行規則第12条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）<u>施行規則第1条第1項に規定する図書（変更の場合は、変更に係る部分に限る。）</u></p> <p>（2）<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合にあっては、同条同項に規定する住宅性能評価書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証する</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 届出等に関し、施行規則第12条第4項（同規則第14条第1項において準用する場合を含む。）及び第13条の2第6項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる図書の提出がある場合は、<u>施行規則第13条の2第3項の表に掲げる図書以外の図書</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>	<p><u>ものに限る。）の写し</u></p> <p>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(4) <u>一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物エネルギー性能表示制度（BELS）に基づく評価を受けた場合にあつては、当該評価書（建築物全体を評価しているものであつて、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。ただし、住宅にあつては、これに加え、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 届出等に関し、施行規則第12条第3項の規定に基づき市長が不要と認めるものは、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 第1項第2号から第4号までに掲げる<u>いずれかの</u>図書の提出がある場合は、<u>各種計算書</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。